

# 「ホワイト物流」推進運動

## 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社 野村商店	代表取締役社長	野村勝也	静岡県	建設業	www.nomuragroup.com

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年8月9日
-------	-----------

**(取組方針)**

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

**(法令遵守への配慮)**

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

**(契約内容の明確化・遵守)**

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
3	A ④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するために、入出荷情報等を早めに提供します。
4	A ⑤	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
5	A ⑥	集荷先や配送先の集約	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
6	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
7	A ⑧	出荷に合わせた生産・荷造り等	・出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷待ち時間を短縮します。
8	A ⑩	リードタイムの延長	・トラック運転者が適切に休息を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定時刻を厳守します。・着荷主として幅を持たせた到着時刻を認めることなどにより十分なリードタイムを確保します。

9	A	⑪	高速道路の利用	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
10	A	⑫	混雑時を避けた配送	・道路が渋滞す時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させます。
11	A	⑬	発注量の平準化	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの閑散差を平準化します。
12	A	⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
13	A	⑯	検品水準の適正化	・取引先から検品方法や返品条件等の検品水準の適正化に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
14	A	⑰	物流システムや資機材の標準化	・取引先や物流事業者から、データシステムの使用やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
15	B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
16	B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価と運送以外の役務等の対価を別建てで契約することを原則とします。
17	B	③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じます。
18	B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
19	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
20	C	②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。
21	D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
22	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
23	E	①	宅配便の再配達削減への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通信サイトを改良します。・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。
24	E	②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越し時期を分散させます。
25	E	③	物流を考慮した建築物の設計・運用	・自社が新規に建築する商業施設やオフィスビルについては、国土交通省「物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～」を参考にして設計・運用します。

PR欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総業98年、静岡県全域で「建設資材の販売及び各種諸工事の請負い」を行っております。</li> <li>・物流が滞ると業務も成り立ちません。今までの慣習を見直し物流業界から選ばれる企業を目指します。</li> <li>・「ホリト物流」で「NOMURAもホリト」</li> </ul>
-----	--